

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 1 号

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する
条例

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和 6 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 3 条中「特定用途(」の次に「共同住宅を除く。」を加える。

第 4 条及び第 5 条中「当該部分」を「当該特定部分」に、「すべて」を「全て」に改める。

第 1 6 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。